

# 有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク運営規約

令和元年8月1日 制定  
令和4年3月31日 改定  
最終改定 令和5年3月31日

## (名称)

第1条 本ネットワークは、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）と称する。

## (目的)

第2条 本ネットワークは、有機農業を生かして地域振興につなげている市町村やこれから取り組みたいと考える市町村間の情報交換、及びこのような市町村をサポートする都道府県や民間企業及び民間団体から同市町村への情報提供の場を設けることにより、相互の交流や連携を促すことを目的とする。

## (活動)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。  
有機農業を生かして地域振興につなげている市町村やこれから取り組みたいと考える市町村間の情報交換、及びこのような市町村をサポートする都道府県、民間企業及び民間団体からの情報提供の場を設けること。

## (会員)

第4条 会員は、本ネットワークの目的に賛同する市町村、都道府県及び民間企業、民間団体により構成するものとし、所属に応じ次に定める会員に属するものとする。

### (1) 市町村会員

本ネットワークの会員のうち、有機農業を生かして地域振興につなげている市町村やこれから取り組みたいと考える市町村の首長により構成する。

### (2) サポート会員

#### ① 都道府県会員

(1)の市町村会員の取組をサポートしたい都道府県により構成する。

#### ② 民間企業・民間団体会員

(1)の市町村会員の取組をサポートしたい民間企業及び民間団体により構成する。

## (幹事)

第5条 本ネットワークには、次のとおり幹事を置くものとする。

2 第4条(1)の市町村会員は全て幹事に就任するものとする。

3 幹事は、本ネットワークの運営に必要な企画・立案を行うものとする。

4 必要に応じて、幹事の中から、代表幹事及び副代表幹事を選定することができるものとする。

5 必要に応じて、幹事により構成される幹事会を開催することができるものとする。

(総会)

第6条 本ネットワークは、原則として、年1回以上総会を開催するものとする。

2 総会は、次の事項を取り扱うものとする。

(1) 本ネットワークの運営に関わる事項

(2) 本規約の改定に関わる事項

(3) その他幹事が必要と認める事項

3 幹事は、代理の者が出席してもよいものとする。

(申込手続き等)

第7条 本ネットワークへの参加を希望する者は、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク参加申込書」を作成のうえ、事務局に提出するものとする。

2 第4条の(1)の市町村会員及び同条(2)のサポート会員の参加申込みについては、事務局が「参加申込書」を受理したことを以て、参加登録するものとする。

3 本ネットワークからの退会を希望する者は、「退会届」を作成のうえ、事務局に提出するものとし、幹事への報告後に、退会するものとする。

4 会員が本ネットワークの目的に反する又はそれに類似する行為、あるいは他の会員又は第三者に不利益をもたらすような行為等をしたと認められる場合、幹事の過半数の承認を得たうえで当該会員の参加登録を取り消すことができるものとする。

(会員名簿)

第8条 本ネットワークの会員名簿は公開するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 会員は、本ネットワークの活動により入手した会員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、これに関連する法令及びガイドラインに基づき適切に管理するものとする。

2 第4条の(1)の市町村会員及び同条(2)の①の都道府県会員から提供のあった個人情報を、同条(2)の②の民間企業・民間団体会員へ提供する場合には、情報提供元の個別の了解を得るものとする。

(事務局)

第10条 本ネットワークには、次のとおり事務局を置くものとする。

2 事務局は、本ネットワークの運営に必要な庶務を行うものとする。

3 事務局は、当面の間、農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課が行うものとし、本規約を改定した日より2年後を目途に見直しを行うものとする。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営に関し必要な事項は、幹事の過半数を以てこれを定める。

附則

本規約は、令和元年8月1日より施行する。

附則

本規約の改定は、令和4年3月31日より施行する。

附則

本規約の改正は、令和5年3月31日より施行する。